

坂出市地域防災計画 参考資料

第18章 被災者支援関係

18-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 300 円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を越える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅に供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1 戸当たり平均29.7 m ² (9 坪)を基準とする。 2 限度額 1 戸当たり 2,387,000円以内 3 同一敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1 戸当たり29.7m ² 、2,387,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であれば良い。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

救助の種類	対象	費用の限度額		期間			備考		
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	
	活を営むことが困る者	全壊・全焼・流失	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
			冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
		半壊・半焼・床上 浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
			冬	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤, 治療材料, 医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内			患者等の移送費は, 別途計上		
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず, 死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は, 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は, 慣行料金の100分の80以内の額		分べんした日から7日以内			妊婦等の移送費は, 別途計上		
災害者の救出	1 現に生命, 身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から3日以内			1 期間内に生死から明らかにならない場合は, 以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費, 人件費は, 別途計上		
災害した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し, 自らの資力により応急修理をすることのできない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室, 炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分 1 世帯当たり 520,000円以内		災害発生の日から1ヶ月以内					

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊(焼), 流失, 半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し, 就学上支障のある小学校児童(※1), 中学生徒(※2)及び高等学校生徒(※3)	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している, 又は正規の授業で使用する教材実費 2 文房具及び通学用品は, 1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実績に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 201,000円以内 小人(12歳未満) 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり, かつ四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費, 人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について, 死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄・消毒等) 1 体当たり3,300円以内 一時保存 { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 搜索 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費, 人件費は, 別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室, 炊事場, 玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1 世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	範囲	費用の限度額	期間	備考
実施弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 1 医師，歯科医師，又は薬剤師 2 保健師，助産師，看護師，准看護師，診療放射線技師，臨床検査技師，臨床工学技士，救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工，左官，とび職	災害救助法7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

- ※1 この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。
- ※2 特別支援学校の小学部児童を含む。
- ※3 中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。
- ※4 高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程及び通信制の課程を含む、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒

18-2 被災者生活再建支援制度の概要

(内閣府ホームページより。元は被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号))

1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度		全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円
	単身世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	複数世帯	200万円	100万円	50万円
	単身世帯	150万円	75万円	37.5万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

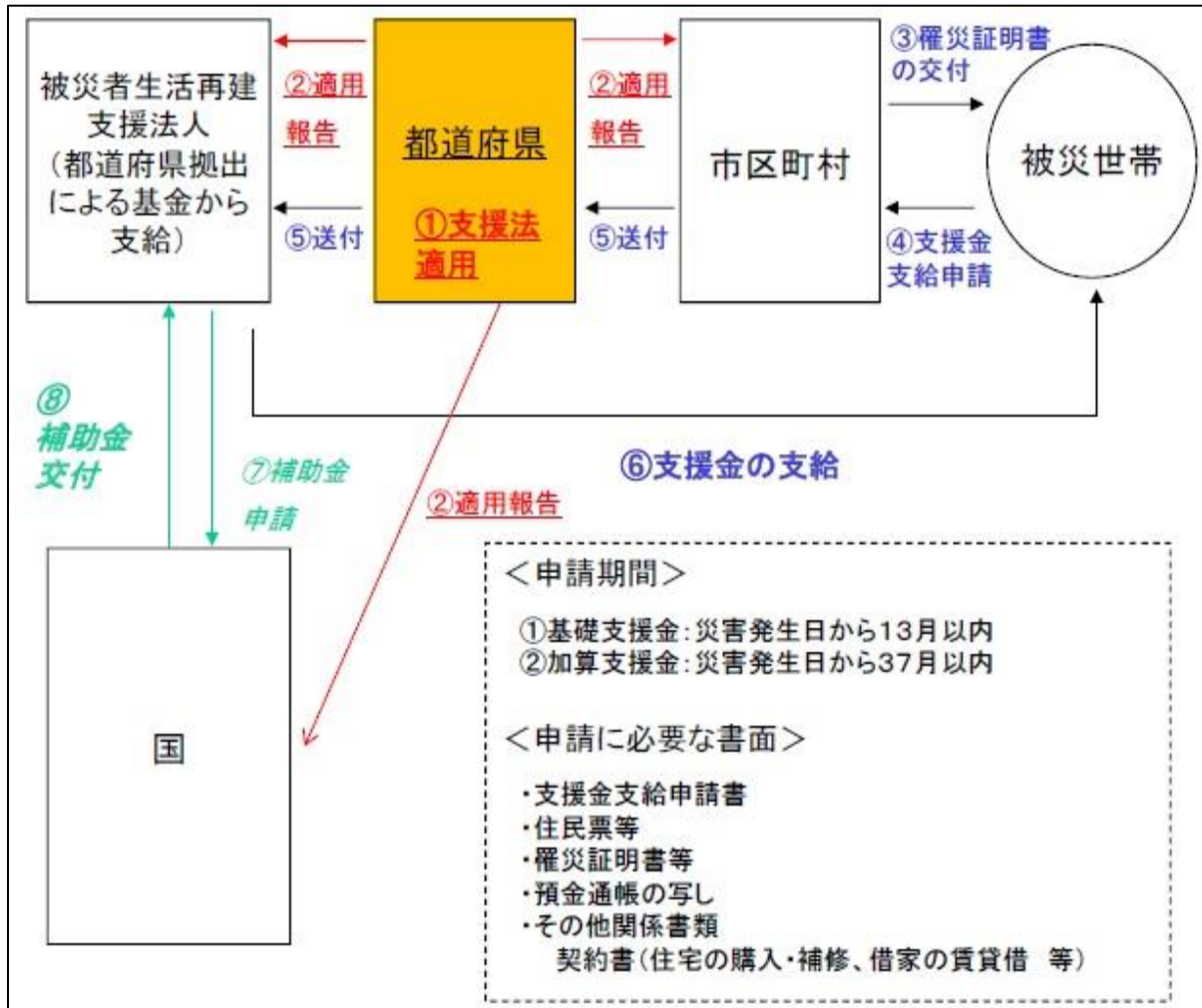
4. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) ①基礎支援金：り災証明書、住民票 等
②加算支援金：契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) ①基礎支援金：災害発生日から13月以内
②加算支援金：災害発生日から37月以内

5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が, 都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し, 支援金を支給。
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

6. 支援金支給までの手続き



18-3 応急仮設住宅の供給に関する基本方針等 (香川県土木部住宅課(平成26年3月19日))

応急仮設住宅の供給に関する基本方針等は、香川県土木部住宅課にて決定し、次の香川県ホームページに掲載されている。

応急仮設住宅の供給に関する基本方針

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/jutaku/oukyukasetu/kihonhoushin.pdf>

応急仮設住宅建設マニュアル

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/jutaku/oukyukasetu/kasetsukensetsu.pdf>

民間賃貸住宅借上げマニュアル(平成26年3月)

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/jutaku/oukyukasetu/minkankariage.pdf>

香川県応急修理マニュアル(平成26年3月)

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/jutaku/oukyukasetu/oukyusyuri.pdf>